

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

徳島国民年金 事案604

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
時期は覚えていないが、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、父親又は母親が申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、オンライン記録等において、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親も、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料を全て納付していることが確認できる。

また、オンライン記録及びA市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、申立期間以後の昭和39年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料の全部又は一部を第1回特例納付により納付したものと推認されるところ、当該納付と合わせて申立期間の保険料を納付することは可能であった上、特例納付を行う場合、原則、時期的に古い未納期間の保険料から収納する事務処理となるところ、当該納付済期間前の申立期間が未納期間のままとされていることなど、申立人の記録管理に不自然さが見られる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の状況などから、昭和38年1月以降に払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であった上、前述の国民年金被保険者名簿において、申立人は、39年10月27日付けで、申立期間直後の38年4月から39年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該時

点において、申立期間のうち、37年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料も納付することは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月から同年8月まで

申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額（22万円）より低いことが分かった。

当時の給与支給明細書及び賃金台帳があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所に係る給与支給明細書及び賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「通勤費に見合う額を誤っていたため、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主は、賃金台帳の写し等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間

の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から7年3月まで

私の国民年金については、平成元年1月に結婚した後、義父又は親戚が加入手続きを行い、保険料は、一緒に生活をしていた夫や義父母の保険料と合わせて、義父母が納付してくれていたと思う。

申立期間については、夫や義父母が納付済み期間となっているにもかかわらず、私だけ未納となっていることに納得できない。

また、私と義母の名前が似ていることから、年金記録に間違いが起こった可能性もあると思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況などから判断すると、平成7年4月3日以降にA市区町村において払い出されたものと推認でき、オンライン記録においても、申立人の資格取得年月日が同年4月1日であることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された状況は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の義父母等は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である上、申立人から過年度納付をうかがわせる供述も得られない。

さらに、申立人は、申立人と申立人の義母の名前が似ていることから年金記録に誤りが生じた可能性がある旨供述しているところ、オンライン記録により、申立人の義母の名前等を踏まえて複数の氏名及び生年月日で検

索したものの、申立人のものと思われる国民年金の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間は75月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案617

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年から27年頃まで
② 昭和27年から30年頃まで

私は、申立期間①において、A事業所で臨時社員として勤務し、B現場の工事に従事した。

また、申立期間②においては、C事業所D局（現在は、E事業所Fセンター）で臨時職員として勤務した。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①について、当時の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立事業所が参加するB現場で勤務していたことはいかがえる。

しかし、申立人が申立事業所の社長として記憶するG氏については、同社の商業登記簿を確認したが氏名は確認できない上、同氏及び申立人が同じ業務に従事していたとする同僚のH氏について、A事業所本社、同社I支社、申立人が工事に従事していたとするB現場地区を管轄する同社J支社及び同社K支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、両氏と特定できる者の記録は確認できず、連絡先等も不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの厚生年金保険料の控除等に係る供述等が得られない。

また、A事業所は既に合併に伴い解散しており、合併先のL事業所に照会したが、申立事業所の当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料は得られない。

さらに、A事業所J支社及び同社K支社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち4人から供述が得られ、このうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、「『そういう人がいたかな。』という程度の記憶であり、申立人の勤務期間等についても覚えていない。」と供述している上、申立人は、申立事業所において臨時社員であった旨供述しているところ、前述の同僚4人全員が自らの身分を正社員であった旨供述していることなど、申立期間①当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A事業所本社等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時の厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認したところ、i) 同社本社において、申立期間①を含む昭和25年5月1日から29年8月1日までの期間における資格取得者、ii) 同社I支社において、申立期間①を含む25年5月1日から29年1月7日までの期間における資格取得者、iii) 同社J支社において、申立期間①を含む24年9月1日から30年6月24日までの期間における資格取得者、iv) 同社K支社において、申立期間①を含む23年10月1日から29年6月1日までの期間における資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 C事業所D局に係る申立期間②について、事業所名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない。

また、E事業所M事業部、同社Fセンター及びE事業所企業年金基金へ照会したが、当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入状況、給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料は得られない。

さらに、申立人は、同じ臨時職員として勤務していたとする複数の同僚の氏名を挙げているが、当該同僚の連絡先等を特定できる具体的な供述や資料が得られないことなど、当時の申立人の勤務状況等についての供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月1日から47年8月1日まで
② 昭和60年9月1日から62年1月1日まで

申立期間①については、A事業所(現在は、B事業所)C工場における資格取得日(昭和44年9月10日)以後、報酬月額が減額されたことが無いにもかかわらず、昭和46年11月1日に、標準報酬月額が同日前までの期間の標準報酬月額である10万円から9万8,000円に減額改定されている。

また、申立期間②については、昭和60年1月から年金を受給するため、D事業所の担当者に申し出て、報酬月額を11万円以下に減額したことに伴い、社会保険事務所(当時)において、標準報酬月額が10万4,000円に改定された同年5月1日以後、報酬月額に変更が無いにもかかわらず、同年9月1日に標準報酬月額が9万2,000円に減額改定されている。

両申立期間に係る減額改定について納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間当時の給与明細書等は所持しておらず、「昭和44年10月以後、4月の定期昇給以外に固定給が変動したことは無かった。」としている上、B事業所より提供された「社員名簿」、「春期賃金交渉結果の推移表」及び「職種別年齢別基準内賃金」を参考に試算した申立人に係る昭和46年12月の報酬月額は約9万円であると推認できることなどから判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の減額改定は、申立人の報酬月額の変更に伴うものではなく、申立人の標準報酬月額が同年10月1日に第28級(10万円)(昭和46年5月

から同年7月までの期間に申立人に支払われた報酬月額が9万5,000円以上の等級)に定時決定された後、翌月の同年11月1日に、「標準報酬月額等級表」が改正されたことに伴い、第28級(9万8,000円)(昭和46年5月から同年7月までの期間に申立人に支払われた報酬月額の平均が9万5,000円以上、10万1,000円未満の等級)に改定されたことに伴って行われたものであると推認される。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、複数の同僚についても、申立人と同様に昭和46年11月1日に標準報酬月額が10万円から9万8,000円に改定されていることが確認できる上、当該同僚のうち、連絡先が確認できた3人及び申立人が申立事業所において人事課長であったと記憶する同僚、計4人に対してアンケート等による聴取を行ったが、申立内容を裏付ける供述は得られない。

さらに、B事業所において、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、申立期間①に係る申立人の報酬月額が、申立てどおり、少なくとも10万1,000円以上(標準報酬月額10万4,000円以上)であったことを確認できる資料等は得られない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和57年12月24日から60年8月20日までの期間に振り込まれた給与額について、「当時の営業担当者から、営業成績向上のため、E手続でのキャッシングを依頼されたことがある。預金通帳の給与振込額が他の月と比べて、余りにも少ない月があることから、キャッシングに係る返済額控除後の給与が振り込まれていたのかもしれない。」と主張しているものの、申立人が申立期間②当時、D事業所の支店長であったと記憶する上司及び申立事業所の後継企業であるF事業所に照会しても、申立人が主張するキャッシングに係る返済額控除後の金額が、給与として申立人の預金口座に振り込まれていた事実を裏付ける供述を得ることはできない。

また、前述の照会結果を踏まえ、申立人から提出された、昭和57年12月24日から60年8月20日までの期間に振り込まれた給与額が確認できる預金通帳を検証したところ、申立期間②を含む、申立人の58年10月1日(標準報酬月額19万円)、59年10月1日(標準報酬月額20万円)、60年5月1日(標準報酬月額10万4,000円)及び同年9月1日(標準報酬月額9万2,000円)について推認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と符合していることが認められる。

さらに、複数の同僚に確認しても、申立内容を裏付ける供述を得ることはできない上、F事業所において、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、申立期間②に係る申立人の報酬月額が、申立てどおり、少なくとも

も10万1,000円以上（標準報酬月額10万4,000円以上）であったことを確認できる資料等は得られない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から36年3月まで

私は、昭和32年4月頃にA事業所を退職し、同年4月中にB事業所（現在は、C事業所）に採用され、36年頃までの期間において勤務した。

当時の勤務を証明する写真を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所D支所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は、「人事記録、社会保険関係の書類及び当時の職員名簿を確認したが、申立人を雇用した形跡は無い。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人が記憶する同僚及びB事業所D支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、24人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、C事業所から提出されたB事業所D支所に係る昭和32年及び35年の役職員名簿において、申立人が記憶する同僚の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は無い。

加えて、B事業所D支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号*番（資格取得日は昭和31年10月1日）から健康保険番号*番（資格取得日は昭和36年11月1日）までの記録に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月頃から36年8月頃まで

私は、中学校を卒業する年の昭和35年3月上旬から約1年6か月間において、A事業所（後の、B事業所）に勤務した。在職中は当該事業所の健康保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、B事業所の元役員は、「申立期間当時の資料等は保管されておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人のA事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、複数の同僚は、「試用期間があったため、厚生年金保険には入社して一定期間経過後に加入してくれた。」と供述している上、申立人が、同時期に入社したとする同僚についても、申立人同様、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和34年9月14日から36年10月3日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。